

日本専門医機構認定精神科専門医制度規則 精神科専門医資格の更新に関する施行細則

第1章 本施行細則の趣旨

第1条 公益社団法人日本精神神経学会日本専門医機構認定精神科専門医制度規則（以下、規則）の施行にあたり、規則に基づき、日本専門医機構認定精神科専門医（以下、専門医）の資格更新についての細則を定める。

第2章 委員会

（担当委員会）

第2条 専門医資格更新に関する審査および生涯教育に必要な講習会等の企画、運営、履修項目およびその単位の審査等、専門医資格の更新に必要な業務は生涯教育委員会がおこなう。

第3章 専門医資格の更新

（資格の更新の申請書類の提出義務）

第3条 専門医資格の更新を申請しようとするものは、日本専門医機構認定精神科専門医更新基準に定める書類を所定の期日までに専門医制度委員会に提出しなければならない。

（資格の更新の要件）

第4条 専門医資格の更新にあたっては、日本専門医機構認定精神科専門医更新基準に定める要件を満たす必要がある。

- 2 専門医資格の更新にあたっては、日本専門医機構認定精神科専門医更新基準に定める要領に沿い、更新手続きを行う必要がある。

（更新審査、認定）

第5条 第3条、第4条の要件を満たすものに対し審査をおこなう。資格更新の要件を満たしていると判定されたものには、日本専門医機構より更新認定証が交付される。

（専門医資格の更新の特例）

第6条 日本専門医機構認定精神科専門医更新基準に定める手続きにより、専門医活動の休止、更新手続きの延期を申請することができる。

第4章 専門医更新に係る諸費用

（更新の申請費用）

第7条 更新申請者は、更新申請時に学会に更新審査料（5,000円）専門医登録料（35,000円）日本専門医機構更新認定料（11,000円）の計51,000円を納入しなければならない。

第5章 補 則

(施行細則の変更)

第8条 この細則の変更は常任委員会の議決および理事会の承認を経なければならない。

(異議申し立て)

第9条 規則およびこの細則にもとづく各認定審査の結果に対して異議ある場合は、書面をもって生涯教育委員会宛に申し立てをすることができる。

(虚偽の記載に対する罰則)

第10条 申請書等に虚偽の記載があったときは、申請を受理しない。

(既納の申請料、審査料、認定料の返却)

第11条 既に納入した各種申請料、審査料、認定料等の諸費用は原則として返却しない。

附 則

専門医資格の更新に関する施行細則は平成27年9月23日に制定し、平成27年11月1日から施行する。

この施行細則は令和元年11月16日から改定施行する。

この施行細則は令和2年3月21日から改定施行する。